

議案説明会実施要領

- 1 全員により東庁舎5階大会議室で行う。
- 2 説明は、局別スケジュールに従い、各局より内容を中心に行う。
- 3 説明に対する質問は行わない。
- 4 出席者が半数に満たなくても、スケジュールどおり始める。
- 5 各局の説明は、局別スケジュールの予定時間にかかわらず順次進める。

平成28年9月定例会議案説明会日程（案）

9月12日（月）	午 前	10:00 ～ 10:05	財 政
		10:05 ～ 10:10	総 務
		10:10 ～ 10:15	環 境
		10:15 ～ 10:20	健康福祉
		10:20 ～ 10:25	子ども青少年
		10:25 ～ 10:30	教 育
		10:30 ～ 10:35	緑政土木
		10:35 ～ 10:40	交 通
		10:40 ～ 10:45	市民経済
		10:45 ～ 10:50	防災危機管理
10:50 ～ 10:55	住宅都市		

平成28年度9月補正予算の概要

○ 補正規模

	百万円
一般会計	61
特別会計	2
<u>計</u>	<u>63</u>

○ 補正内訳

	百万円
中小企業新商品・サービス創出等支援事業	27
介護ロボット導入支援事業	28
第3児童相談所の建設	6

○ 債務負担行為 1件

平成28年9月定例会補正予算資料

(単位：千円、%)

区 分	一 般 会 計	特 別 会 計	公 営 企 業 会 計	総 計
A ㉔ 当 初 予 算	1,085,601,000	1,139,460,681	435,816,906	2,660,878,587
㉔ 6 月 補 正 (継 続 審 査)	99,586	2,067,623	—	2,167,209
㉔ 9 月 補 正	60,610	2,000	—	62,610
B ㉔ 9 月 現 計 予 算	1,085,761,196	1,141,950,304	435,816,906	2,663,528,406
C ㉔ 当 初 予 算	1,072,256,000	1,152,282,141	438,108,526	2,662,646,667
㉔ 9 月 補 正	38,000	—	—	38,000
D ㉔ 9 月 現 計 予 算	1,072,294,000	1,152,282,141	438,108,526	2,662,684,667
㉔ 最 終 予 算	1,083,033,703	1,160,520,660	438,695,104	2,682,249,467
B/A	100.0	100.2	100.0	100.1
B/D	101.3	99.1	99.5	100.0
(参考) A/C	101.2	98.9	99.5	99.9

(注) 公営企業会計は歳出額を掲げた。

平成28年度9月補正予算の概要

1 総括 (歳出)

(単位：千円)

会 計	款 (又は会計)	既提出の額	補正額	計
一般会計		1,085,700,586	60,610	1,085,761,196
	健康福祉費	323,063,233	27,810	323,091,043
	子ども青少年費	151,363,256	5,800	151,369,056
	市民経済費	100,741,804	27,000	100,768,804
特別会計		1,141,948,304	2,000	1,141,950,304
	公 債	525,478,596	2,000	525,480,596
総 計		2,663,465,796	62,610	2,663,528,406

2 歳出

(1) 一般会計

(単位：千円)

局 別	事 項	金 額	左の財源	説 明
市民 経 済	中小企業新商品・サービス創出等支援事業	27,000	国庫 13,500 一般財源 13,500	中小企業のイノベーション活動を促進するため、研究会等を開催し、新たな商品やサービスの創出等を支援
健康 福 祉	介護ロボット導入支援事業	27,810	国庫 27,810	介護サービス事業者が介護ロボットを導入する経費に対する補助
子ども 青少年	第3児童相談所の建設	5,800	国庫 1,145 地方債 2,000 一般財源 2,655	3カ所目の児童相談所の建設 緑区鳴海町字小森 ⑳～㉑設計 ㉒～㉓建設
	一 般 会 計 計	60,610	特定財源 44,455 一般財源 16,155	

(2) 特別会計

(単位：千円)

会計	事項	金額	左の財源	説明
公債	起債額の繰出	2,000	地方債 2,000	子ども青少年施設整備公債
	特別会計計	2,000	特定財源 2,000	
	総計	62,610	特定財源 46,455 一般財源 16,155	

3 歳 入

(単位：千円)

会計・款	金額	説明
一般会計	60,610	
国庫支出金	42,455	市民経済費補助金 13,500 産業振興費補助金 健康福祉費補助金 27,810 老人福祉費補助金 子ども青少年費補助金 1,145 子ども青少年施設整備費補助金
繰越金	16,155	前年度繰越金
市債	2,000	子ども青少年債 子ども青少年施設整備費に充当
特別会計	2,000	
公債	2,000	起債額収入 子ども青少年施設整備公債
総計	62,610	

4 債務負担行為

会計	局別	事項	期間 年度	限度額 千円	説明
一般	子ども青少年	第3児童相談所の建設	29	575,000	建設が2カ年にわたるため

平成28年9月定例会 提出議案の概要（財政局）

1 条例案

件名	概要																			
<p>名古屋市市税条例及び名古屋市市税減免条例の一部改正について (第113号議案)</p>	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 固定資産税・都市計画税</p> <p>ア 次に掲げる固定資産については、地方税法上、課税標準の特例が講じられているが、その割合は地方税法の定める範囲内で条例で定めることとされたため、規定を整備する。</p> <table border="1" data-bbox="507 667 1401 1160"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象資産</th> <th>法律が定める特例割合の範囲</th> <th>本市が定める特例割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">津波対策の用に供する港湾施設等</td> <td>1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生可能エネルギー発電設備</td> <td>太陽光、風力</td> <td>2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>水力、地熱、バイオマス</td> <td>1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">認定誘導事業者が整備した公共施設等</td> <td>4/5を参酌し、 7/10以上9/10以下</td> <td>7/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(市税条例附則第14条の6)</p> <p>イ 重要伝統的建造物群保存地区内の土地に係る課税の特例規定を新たに設ける。</p> <p>(ア) 伝統的建造物である家屋の敷地 税額の1/2を軽減</p> <p>(イ) (ア)以外の土地 税額の1/5を軽減</p> <p>(減免条例第1条及び第6条の2)</p> <p>(2) その他 引用条文の条項移動に伴い、規定を整理する。 (市税条例第28条の3等)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。ただし、次の各号の規定については、平成29年1月1日から施行する。</p> <p>(1) 市税条例第28条の3 (2) 減免条例第1条、第2条及び第6条の2</p>	対象資産		法律が定める特例割合の範囲	本市が定める特例割合	津波対策の用に供する港湾施設等		1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3	再生可能エネルギー発電設備	太陽光、風力	2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下	1/2	水力、地熱、バイオマス	1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3	認定誘導事業者が整備した公共施設等		4/5を参酌し、 7/10以上9/10以下	7/10
対象資産		法律が定める特例割合の範囲	本市が定める特例割合																	
津波対策の用に供する港湾施設等		1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3																	
再生可能エネルギー発電設備	太陽光、風力	2/3を参酌し、 1/2以上5/6以下	1/2																	
	水力、地熱、バイオマス	1/2を参酌し、 1/3以上2/3以下	1/3																	
認定誘導事業者が整備した公共施設等		4/5を参酌し、 7/10以上9/10以下	7/10																	

2 一般案件

件 名	概 要
<p>契約の締結について (第122号議案)</p>	<p>1 概要 都市計画道路として整備を進めている椿町線及び笹島線の交差点部分について、擁壁の底版部分を築造するとともに、椿町線の上空を横断する部分の笹島線側道の橋台を築造するもの。</p> <p>2 工事名 椿町線及び笹島線道路新設工事</p> <p>3 工事施工場所 名古屋市中村区平池町及び運河町地内</p> <p>4 工事内容 (1) 擁壁（底版部） 延長 93.68 メートル、幅 19.25 メートル (2) 橋台（鉄筋コンクリート造） 高さ 13.25 メートル</p> <p>5 工期 本契約成立の日から平成30年1月31日まで</p> <p>6 契約の相手方 不動テトラ・東海特別共同企業体 代表者 名古屋市中区栄五丁目27番14号 株式会社不動テトラ中部支店 執行役員支店長 小林 弘 樹 名古屋市港区新船町1丁目1番地 東海建設株式会社 代表取締役社長 近 藤 正</p> <p>7 契約の方法 一般競争入札</p> <p>8 契約金額 777,600,000 円</p>

件 名	概 要
契約の締結について (第123号議案)	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="459 421 1385 629"> 1 概要 現在、本市に構築されている防災行政用無線のうち、同報系無線について、設備の老朽化に加え、地震に伴う津波被害や、音伝達状況の改善などの課題に対応するため、その更新を行うもの。 <li data-bbox="459 680 932 757"> 2 工事名 防災行政用無線通信設備工事 <li data-bbox="459 808 1155 884"> 3 工事施工場所 名古屋市中区三の丸三丁目地内始め 250 箇所 <li data-bbox="459 936 868 1012"> 4 工事内容 同報系無線通信設備 1 式 <li data-bbox="459 1064 1123 1140"> 5 工期 本契約成立の日から平成30年 2 月28日まで <li data-bbox="459 1191 1347 1357"> 6 契約の相手方 名古屋市名東区猪高台一丁目1315番地 株式会社富士通ゼネラル中部情報通信ネットワーク営業部 部長 新 田 洋 司 <li data-bbox="459 1408 703 1485"> 7 契約の方法 一般競争入札 <li data-bbox="459 1536 767 1612"> 8 契約金額 1,331,640,000 円

平成 28 年 9 月定例会 提出議案の概要（総務局）

1 一般案件

件 名	概 要
財産の取得について (第124号議案)	<p>(1) 趣旨 情報セキュリティ強化対策用機器として、サーバー及び補助記憶装置を買い入れるもの。</p> <p>(2) 財産の表示 ア サーバー 33台 イ 補助記憶装置 3台</p> <p>(3) 買入金額 174,096,000円</p> <p>(4) 買入れの相手方 NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店</p>

平成28年9月定例会 提出議案の概要（環境局）

1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について (第111号議案)</p>	<p>1 概要 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するもの</p> <p>2 主な内容 (1) 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者による仮設焼却施設の設置に係る縦覧等の手続きについて規定を追加 (2) 市による仮設焼却施設の設置に係る縦覧の期間等の短縮を規定</p>
<p>名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例の一部改正について (第112号議案)</p>	<p>1 概要 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）の一部改正に伴う規定の整理等を行うもの</p> <p>2 主な内容 (1) PCB特別措置法の一部改正に伴い、条例の引用条項を整理 (2) 特別管理産業廃棄物の処理状況報告の対象を整理 (3) その他条項ずれの整理</p>

平成28年 9月定例会 提出議案の概要 (健康福祉局)

1 条例案

件 名	概 要
<p>名古屋市介護保険 条例の一部改正に ついて (第 114号議案)</p>	<p>1 改正の概要 介護保険法施行令の一部改正に伴い、名古屋市介護認定審査会の委員の任期を変更するもの。</p> <p>2 内容 名古屋市介護認定審査会の委員の任期：2年→3年</p> <p>3 施行期日 平成29年 4月 1日</p>
<p>名古屋市障害者の 日常生活及び社会 生活を総合的に支 援するための法律 施行条例の一部改 正について (第 115号議案)</p>	<p>1 改正の概要 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、名古屋市障害支援区分認定等審査会の委員の任期を変更するもの。</p> <p>2 内容 名古屋市障害支援区分認定等審査会の委員の任期：2年→3年</p> <p>3 施行期日 平成29年 4月 1日</p>

2 一般会計補正予算 (第 120号議案)
歳出予算

事 項	金 額	概 要
<p>介護ロボット導入 支援事業</p>	<p>千円 27,810</p>	<p>国の緊急対策に伴う補正 介護サービス事業者が介護ロボットを導入する 経費に対する補助</p>

3 承認

件名	概要								
<p>訴えの提起に関する専決処分について (承認第 3号)</p>	<p>1 概要 本市に対し老人保健医療費の不正な請求等を行った医療法人松陽会が破産手続を開始したことから、本市は老人保健医療費の不正利得等について破産債権の届出をし、本市届出債権の額を16,074,227円と査定する決定を求める申立てをしたところ、名古屋地方裁判所が松陽会破産管財人の認否のとおり本市届出債権の額を 2,139,093円と査定する決定をしたため、異議の訴えを提起したものの。</p> <p>2 訴状提出年月日 平成28年 8月 3日</p> <p>3 被告 破産者医療法人松陽会破産管財人 山田 敏</p> <p>4 訴訟物の価格 1,393,513円</p> <p>※ 本件における訴訟物の価格は、請求によって得られる額の10分の1に相当する額 (端数切捨)</p> <table border="1" data-bbox="518 1240 1423 1424"> <thead> <tr> <th></th> <th>本市申立額</th> <th>査定決定額</th> <th>請求によって得られる額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>16,074,227 円</td> <td>2,139,093 円</td> <td>13,935,134 円</td> </tr> </tbody> </table>		本市申立額	査定決定額	請求によって得られる額	金額	16,074,227 円	2,139,093 円	13,935,134 円
	本市申立額	査定決定額	請求によって得られる額						
金額	16,074,227 円	2,139,093 円	13,935,134 円						

平成28年9月定例会 提出議案の概要（子ども青少年局）

一般会計補正予算（第120号議案）

歳 出

事 項	金 額	概 要
第3児童相談所の建設	千円 5,800	急激に増加している虐待相談を始めとする児童相談に対して、さらに迅速・的確に対応するため、第3児童相談所の建設を行う。

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額	概 要
第3児童相談所の建設	年度 29	千円 575,000	建設が2か年にわたるため

平成28年9月定例会 提出議案の概要（教育委員会）

1 一般案件

件名	概要
都市公園を設置すべき区域の変更に ついて (第131号議案)	<p>(1) 対象公園 瑞穂公園</p> <p>(2) 理由 瑞穂公園の事業予定地の整備を本格的に行っていくための状況が整いつつあることから、事業予定地を都市公園を設置すべき区域として決定し、都市公園法に基づき、事業予定地の整備や適正な管理を行うもの。</p> <p>(3) 議決の必要性 都市公園法の規定により、都市公園を設置すべき区域の決定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている。</p>

平成28年9月定例会 提出議案の概要（緑政土木局）

1 条例案

件名	概要
<p>道路の占用料等に関する条例の一部改正について （第116号議案）</p>	<p>(1) 改正の概要 ア 道路利用の対価として適正な水準を確保するため占用料の額を改定するもの。 （別表関係） イ 道路法の一部改正によって可能となった道路占用入札制度を導入するために必要な規定の整備をするもの。 （第5条の2関係）</p> <p>(2) 施行期日 平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条の2については公布の日から施行する。</p>
<p>名古屋市河川法施行条例の一部改正について （第117号議案）</p>	<p>(1) 改正の概要 道路の占用料の額の改定に合わせ、準用河川を占用する場合の土地占用料の額を改定するもの。 （別表関係）</p> <p>(2) 施行期日 平成29年4月1日から施行する。</p>
<p>名古屋市水路等の使用に関する条例の一部改正について （第118号議案）</p>	<p>(1) 改正の概要 道路の占用料の額の改定に合わせ、水路等を使用する場合の使用料の額を改定するもの。 （別表関係）</p> <p>(2) 施行期日 平成29年4月1日から施行する。</p>

件 名	概 要
名古屋市都市公園条例の一部改正について (第 119 号議案)	<p>(1) 改正の概要 道路の占用料の額の改定に合わせ、都市公園を占用する場合の使用料の額を改定するもの。 (別表第 2 関係)</p> <p>(2) 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p>

2 一般案件

件 名	概 要			
指定管理者の指定について (第 129 号議案)	<p>(1) 概要 六番町駅自転車駐車場の指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 指定の相手方 名古屋市中川区八熊二丁目 1 番 11 号 MHAグループ 代表者 山口 正孝</p> <p>(3) 指定の期間 平成 29 年 3 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日まで</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="491 1608 1394 2089"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 1608 1394 1659">指定管理者候補とした理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 1659 1394 1854"> 市営有料自転車駐車場を 5 ブロックに分けて、指定管理者の公募を実施した。MHAグループは、当該公募により選定され、名城線ブロックの指定管理者の指定を受けた事業者である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1854 1394 2089"> 六番町駅自転車駐車場は名城線ブロックに属しており、ブロックとして一体的に管理することにより、効率的な管理運営や利用者サービスの向上に資するため、名古屋市有料自転車駐車場条例に基づき、本事業者が指定管理者候補として適切であると判断した。 </td> </tr> </tbody> </table>	指定管理者候補とした理由	市営有料自転車駐車場を 5 ブロックに分けて、指定管理者の公募を実施した。MHAグループは、当該公募により選定され、名城線ブロックの指定管理者の指定を受けた事業者である。	六番町駅自転車駐車場は名城線ブロックに属しており、ブロックとして一体的に管理することにより、効率的な管理運営や利用者サービスの向上に資するため、名古屋市有料自転車駐車場条例に基づき、本事業者が指定管理者候補として適切であると判断した。
指定管理者候補とした理由				
市営有料自転車駐車場を 5 ブロックに分けて、指定管理者の公募を実施した。MHAグループは、当該公募により選定され、名城線ブロックの指定管理者の指定を受けた事業者である。				
六番町駅自転車駐車場は名城線ブロックに属しており、ブロックとして一体的に管理することにより、効率的な管理運営や利用者サービスの向上に資するため、名古屋市有料自転車駐車場条例に基づき、本事業者が指定管理者候補として適切であると判断した。				

件 名	概 要
<p>市道路線の認定及び廃止について (第 132 号議案)</p>	<p>(1) 新たに市道に認定する路線 名駅四丁目第 1 号線始め 8 路線 (原因別内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為 5 路線 ・ 寄附 1 路線 ・ 未認定道路 1 路線 ・ その他 1 路線 <p>(2) 路線の一部又は全部を廃止する路線 泥江町線支線第 2 号始め 7 路線 (原因別内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑政土木局事業 4 路線 ・ 開発行為 1 路線 ・ 売払い 1 路線 ・ その他 1 路線 <p>(3) 議決の必要性 道路法の規定により、市町村道の路線の認定にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされている。また、路線の一部又は全部を廃止する場合も同様である。</p>

参考

道路の占用料等に関する条例等の一部改正について

本市の現行の占用料の額につきましては、一般的な土地利用における賃料相当額と均衡を失しない額としています。今回改正は、平成27年の固定資産税評価額の評価替えに伴い、本市の土地価格の実勢に即した占用料の額に改定を行うものです。

なお、準用河川の占用料、水路等の使用料、都市公園を占用する場合の使用料の額についても、本市の道路占用料の額を準用しているため、道路占用料の改定に併せてこれらの占用料（又は使用料）の改定を行います。

1 占用料の額の算定方法

占用料単価

$$= \text{道路価格} \times \text{使用料率} \times \text{修正率（上空、地下等）} \times \text{単位面積}$$

（注）道路価格：固定資産税評価額を基に算出した m^2 あたりの価格

使用料率：土地の賃料率（＝民間賃料 ÷ 土地価格）

修正率：上空、地下など路面以外を占用する場合に、道路の効用に対する影響、土地利用の制約を考慮し減額するもの。

単位面積：電柱、管路など大量処理が前提となる占用物件については、単位数（本、mなど）あたりの標準的な面積を乗じる。

その他の占用物件については 1m^2 あたりとする。

2 改正後の占用料・使用料（見込み額）

区 分	現行占・使用料	改正後占・使用料 (29年度)	差 額
道路占用料収入	約52.1億円	約49.6億円	△2.5億円
河川占用料、水路等 使用料収入	約980万円	約920万円	△60万円
都市公園を占用する 場合の使用料収入	約1.3億円	約1.2億円	△790万円

3 主な道路占用料内訳（見込み額）

占用物件	現行占用料	改正後占用料	差 額
電柱・電話柱類	約27.0億円	約25.6億円	△1.4億円
管類	約10.7億円	約10.1億円	△0.6億円
広告類	約2.9億円	約2.9億円	△70万円

平成28年9月定例会 提出議案の概要（交通局）

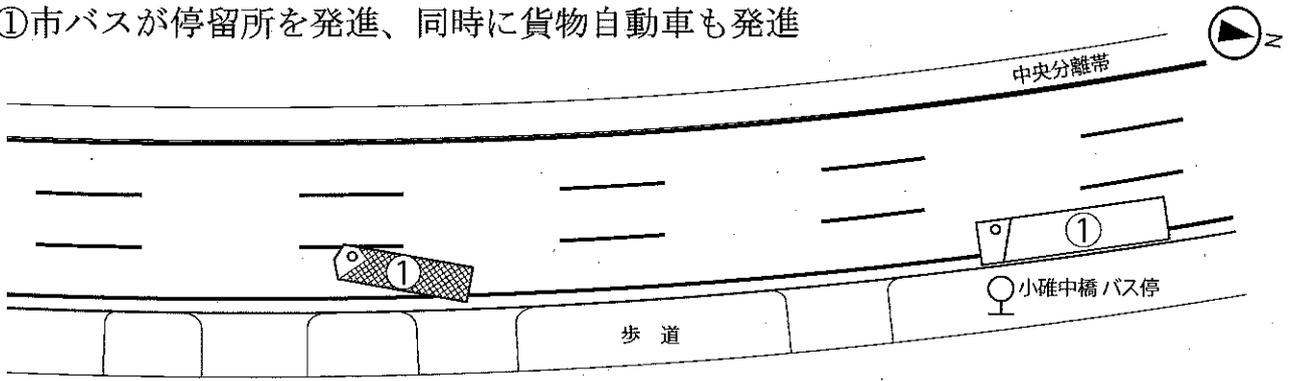
1 一般案件

件 名	概 要
<p>訴えの提起について (第128号議案)</p>	<p>(1) 訴えの概要 本市の乗合自動車に事業用中型貨物自動車を接触させ、本市に損害を与えた者に対して、損害金及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めるもの。</p> <p>(2) 請求金額 1,492,894円以内（遅延損害金を除く）</p> <p>(3) 被告 林 稔行（事業用中型貨物自動車の運転者） 有限会社月東運送店（林稔行の使用者）</p>
<p>公の施設の区域外設置 について (第133号議案)</p>	<p>(1) 趣旨 豊山町を終端としている本市バス路線について、社会実験として同路線を延長し、同町内にバス停留所を設置することにより、同町民との間に利用関係を生ずることとなるため、地方自治法第244条の3の規定に基づき、同町と協議するもの。</p> <p>(2) 区域外運行の概要 ア 系統名 黒川11 イ 位置 豊山町大字豊場及び大字青山 ウ 乗車料金 均一制料金（大人210円、小児100円）</p>

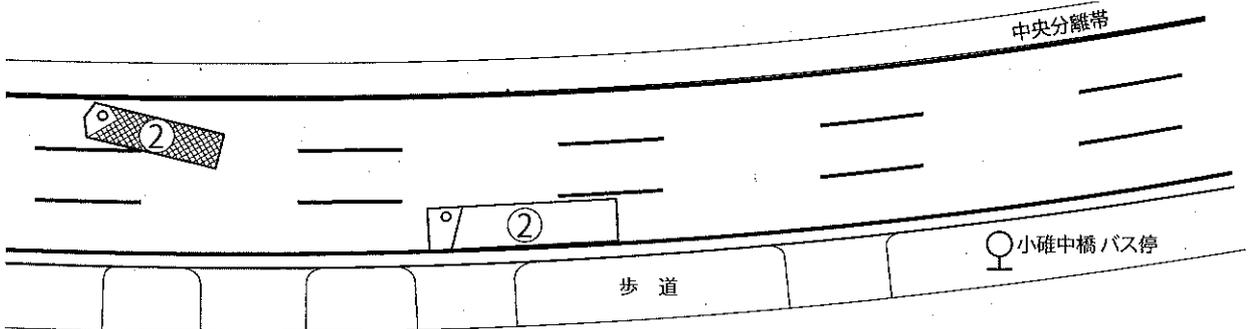
<参考>

1 事故状況見取図

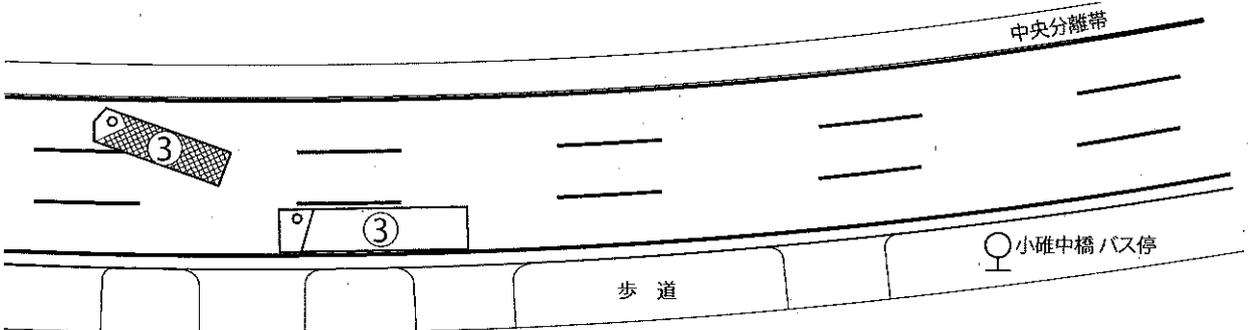
①市バスが停留所を発進、同時に貨物自動車も発進



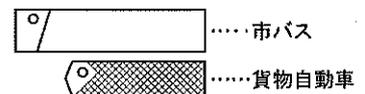
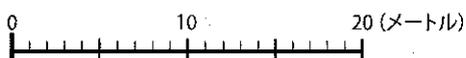
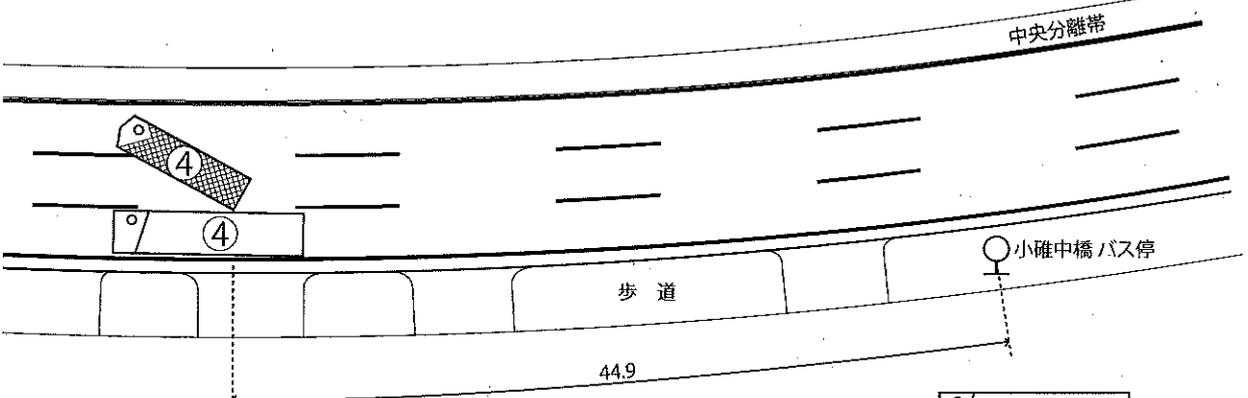
②貨物自動車が停車と同時に後退灯点灯、市バスは27km/hで走行 (①の7秒後)



③貨物自動車が後退開始、市バス左回避しつつ26km/hで走行中 (①の9秒後)

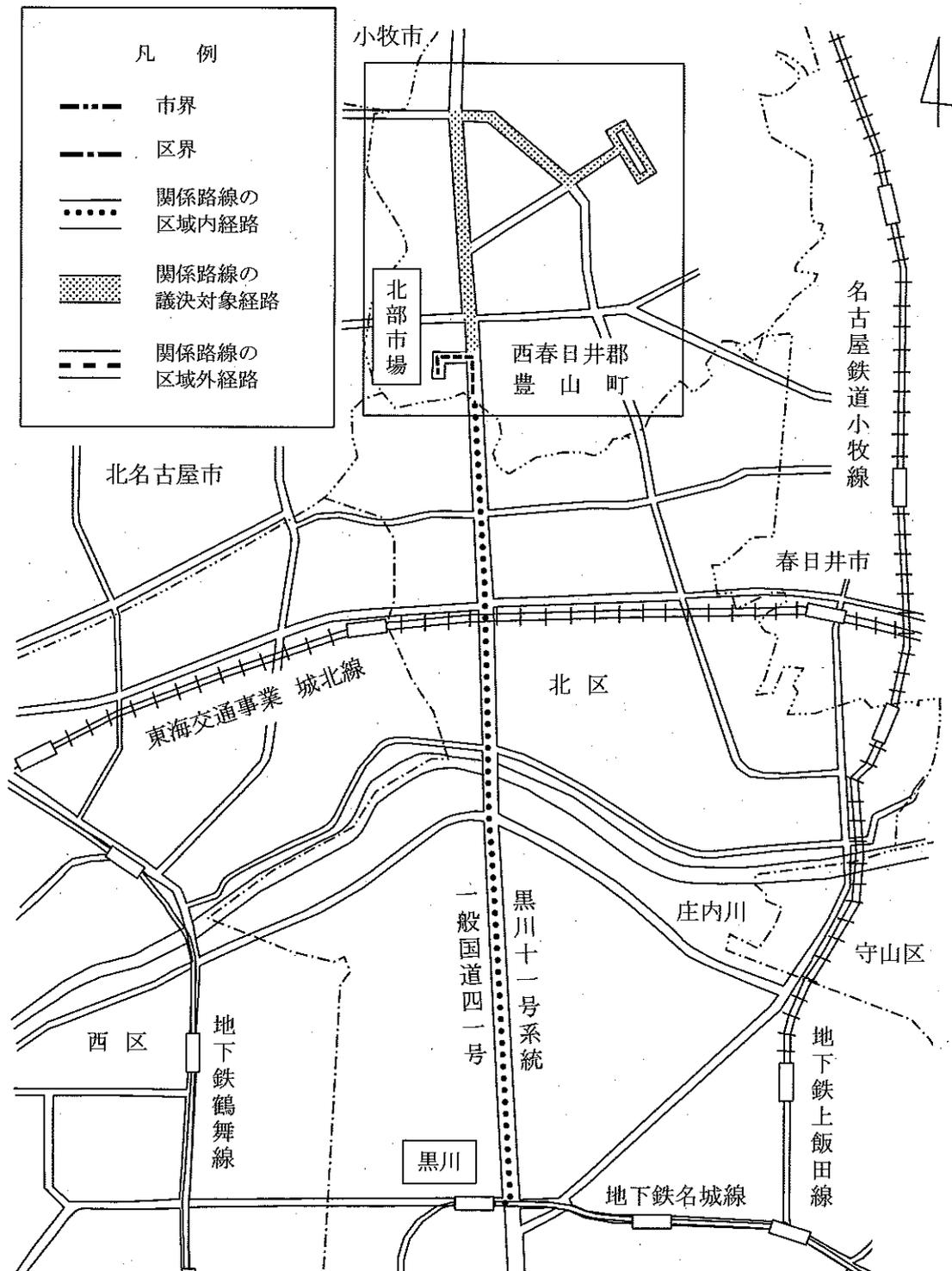


④貨物自動車が市バス後部に接触 (①の10秒後)

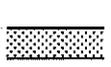


2 公の施設の区域外設置位置図

(1) 広域図



(2) 拡大図

凡 例	
	市界
	関係路線の 区域内経路
	関係路線の 議決対象経路
	関係路線の 区域外経路
	停留所 (新設)
	停留所 (既設)

4



平成28年9月定例会 提出議案の概要（市民経済局）

1 一般会計補正予算（第120号議案）

件 名	金 額	概 要
<p>中小企業新商品・サービス創出等支援事業</p>	<p>千円 27,000</p>	<p>(1) 趣 旨 地方創生推進交付金を活用し、中小企業のイノベーション活動を促進するため、新たな商品やサービスの創出等を支援する。</p> <p>(2) 内 容 ア ガイダンス等の実施 意欲のある中小企業を公募し、イノベーション活動を促進するためのガイダンス等を実施 イ 研究会の開催 専門のコーディネータを擁するテーマ別の研究会を開催し、新たな商品やサービスの創出等を促進</p>

2 一般案件

件 名	概 要						
<p>財産の取得について (第125号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 なごやサイエンスパークBゾーン事業用地として、土地を買い入れるもの。</p> <p>(2) 内 容</p> <table border="1" data-bbox="533 573 1417 958"> <tr> <td data-bbox="533 573 823 824">財産の表示</td> <td data-bbox="823 573 1417 824"> <p>名古屋市守山区大字上志段味字安川原 7番1始め46筆 田ほか 33,742㎡ 上記の土地に対する仮換地 名古屋市上志段味特定土地区画整理組 合1街区仮1番2 16,359.25㎡</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 824 823 887">買 入 金 額</td> <td data-bbox="823 824 1417 887">3,252,342,985円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 887 823 958">買入れの相手方</td> <td data-bbox="823 887 1417 958">名古屋市土地開発公社</td> </tr> </table>	財産の表示	<p>名古屋市守山区大字上志段味字安川原 7番1始め46筆 田ほか 33,742㎡ 上記の土地に対する仮換地 名古屋市上志段味特定土地区画整理組 合1街区仮1番2 16,359.25㎡</p>	買 入 金 額	3,252,342,985円	買入れの相手方	名古屋市土地開発公社
財産の表示	<p>名古屋市守山区大字上志段味字安川原 7番1始め46筆 田ほか 33,742㎡ 上記の土地に対する仮換地 名古屋市上志段味特定土地区画整理組 合1街区仮1番2 16,359.25㎡</p>						
買 入 金 額	3,252,342,985円						
買入れの相手方	名古屋市土地開発公社						
<p>指定管理者の指定について (第130号議案)</p>	<p>(1) 趣 旨 名古屋市コミュニティセンターの指定管理者を指定するもの。</p> <p>(2) 内 容</p> <p>ア 指定に係る施設の名称及び指定の相手方</p> <table border="1" data-bbox="533 1328 1417 1597"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 1328 959 1391">施設の名称</th> <th data-bbox="959 1328 1417 1391">指定の相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 1391 959 1494">名古屋市葵コミュニティセンター</td> <td data-bbox="959 1391 1417 1494">葵学区連絡協議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 1494 959 1597">名古屋市橋コミュニティセンター</td> <td data-bbox="959 1494 1417 1597">橋学区連絡協議会</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 指定の期間 施設の供用開始日から平成30年3月31日まで</p>	施設の名称	指定の相手方	名古屋市葵コミュニティセンター	葵学区連絡協議会	名古屋市橋コミュニティセンター	橋学区連絡協議会
施設の名称	指定の相手方						
名古屋市葵コミュニティセンター	葵学区連絡協議会						
名古屋市橋コミュニティセンター	橋学区連絡協議会						

平成 28 年 9 月定例会 提出議案の概要 (防災危機管理局)

1 一般案件

件 名	概 要
財産の取得について (第 126 号議案)	<p>(1) 趣旨 災害救助用備蓄物資として、毛布を取得するもの。</p> <p>(2) 財産の表示 毛布 62,000 枚</p> <p>(3) 買入金額 65,821,680 円</p> <p>(4) 買入れの相手方 丸ホームテキスタイル株式会社</p>

平成 28 年 9 月定例会 提出議案の概要（住宅都市局）

1 一般案件

件 名	概 要
財産の取得について (第 127 号議案)	<p>(1) 財産の表示 駐車場管制機器 1 式</p> <p>(2) 買入金額 管制機器の製作及び設置に要する費用を 3 億 863 万 1,600 円とし、償還期間を 10 年として算定した利息相当額を加えた割賦金総額以内で、機器の設置後本市と相手方で協議して確定する金額</p> <p>(3) 買入れの相手方 名古屋市中村区名駅南二丁目 14 番 19 号 名鉄協商株式会社 代表取締役 高 橋 健 治</p>